

中津川市規則第18号

中津川市土地区画整理法施行細則

(目的)

第1条 この規則は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(許可申請書の提出)

第2条 法第76条第1項の許可（国土交通大臣の許可を除く。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土地区画整理事業施行地区内行為許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、当該土地区画整理事業の施行者（以下「施行者」という。）を経由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 敷地内における建築物等の位置を表示する図面（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 2面以上の建築物等の断面図及び立面図（縮尺200分の1以上のもの）
- (3) 建築物等の平面図（縮尺200分の1以上のもの）
- (4) 仮換地図の写し（仮換地が指定されている場合に限る。）
- (5) 土地使用承諾書（行為の場所が自己の所有する土地以外の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により市長に提出する許可申請書等の部数は、正本1部、副本2部とする。

3 市長は、前2項の規定により許可申請書等の提出を受けたときは、副本のうち1部を速やかに施行者に送付するものとする。

(施行者の意見)

第3条 施行者は、前条第3項の規定により許可申請書等を受理したときは、当該申請等に係る行為等が土地区画整理事業の施行の障害となるおそれの有無等について意見書（様式第2号）を付して、速やかに市長に提出するものとする。

2 前項の規定による意見書の意見は、法第76条第2項に規定する施行者の意見とする。

(許可又は不許可の通知)

第4条 市長は、法第76条第1項の規定による許可をしたときは許可通知書（様式第3号）を、不許可の決定をしたときは不許可通知書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

(取下げの届出)

第5条 第2条の規定により申請した者が、当該申請を取り下げようとするときは、取下届（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(行為廃止の届出)

第6条 第4条の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る行為を廃止したときは、同条の規定により交付されている許可通知書を添えて、行為廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(記載事項変更の届出)

第7条 第2条の規定により申請した者が、許可申請書等の記載事項を変更しようとするときは、第2条から第4条の規定を準用するものとする。

2 前項の規定により記載事項を変更しようとする者は、許可申請書に替えて記載事項変更届（様式第7号）を使用するものとする。この場合において、変更内容に関係のない書類を省略することができる。

(完了届)

第8条 第4条の規定により許可を受けた者が、当該許可に係る行為を完了したときは、完了届（様式第8号）を施行者の確認を得て、速やかに市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定により市長に提出する完了届の部数は、正本1部、副本1部とする。
- 3 市長は、前2項の規定により完了届の提出を受けたときは、副本を速やかに施行者に送付するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。